

# 議 員 派 遣 書

平成 26 年 3 月 26 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 124 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 盛岡市議会議会報告会

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 派遣目的 | 盛岡市議会議会報告会への出席                       |
| (2) 派遣場所 | 盛岡市                                  |
| (3) 派遣期間 | 平成 26 年 5 月 12 日から平成 26 年 5 月 15 日まで |
| (4) 派遣議員 | 議長において決定する 37 名以内の議員                 |